

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、大多喜町国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び千葉県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、大多喜町国民保護計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、法第35条の規定により、町国民保護計画を作成する。

町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 町国民保護計画の変更

町国民保護計画の見直しと変更

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、必要に応じて町国民保護計画を変更する。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告して公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

国民の協力

町は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、町は、国民への協力要請に当たり強制しないように配慮する。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

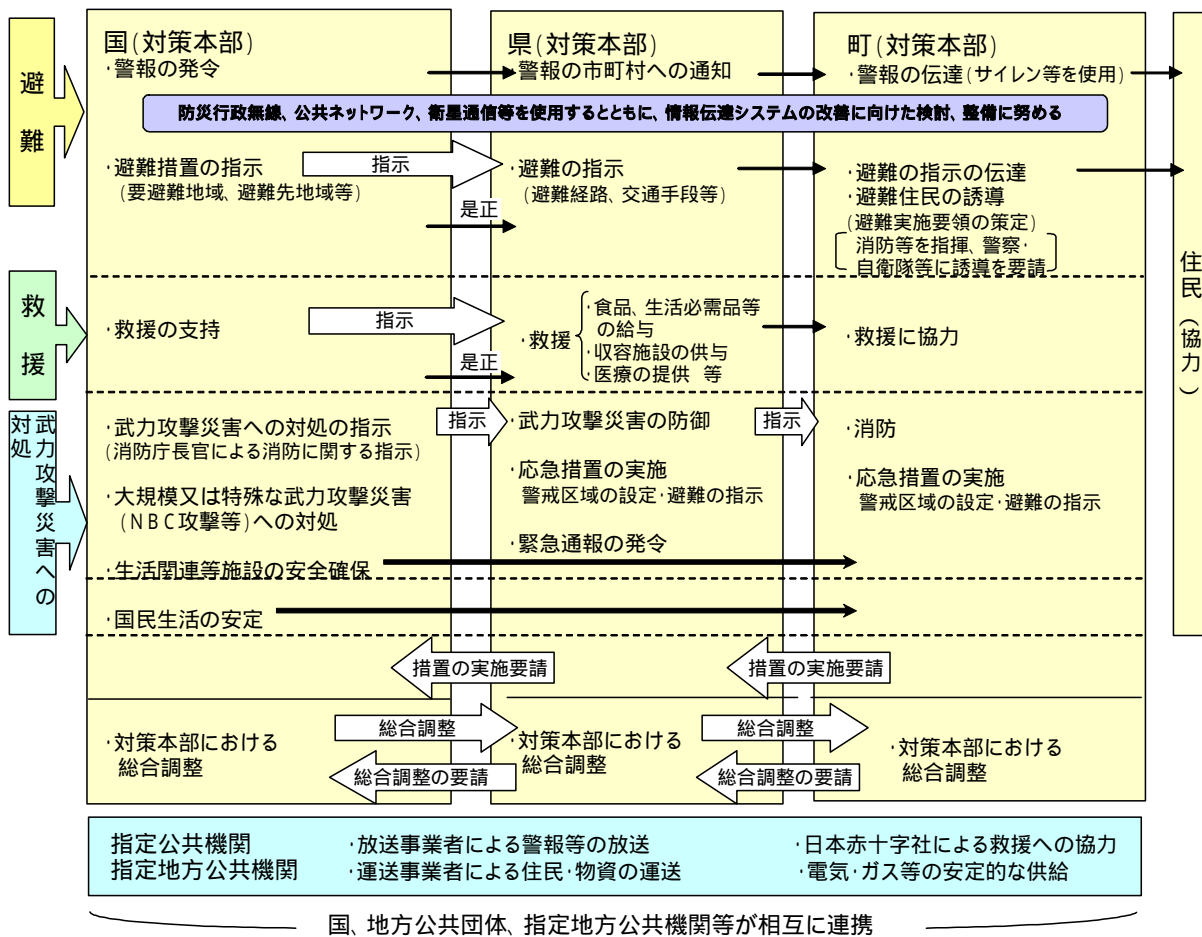
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すると、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



町の事務

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住

民の避難に関する措置の実施

- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

関係機関等の連絡先等については、別途資料にて整理する。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

位置

本町は、千葉県ほぼ中央南方寄り（東経140度14分44秒、北緯35度17分06秒：町役場位置）に位置し、東西約12km、南北約19km、総面積129.84km²であり、森林が総面積の約70%を占めている。

地形

町の西南部に山間地帯を形成し、東北に向かうにしたがって低地となっている。河川は、源を町の西南の清澄山系に発する。夷隅川が本町中央を東北に曲流して太平洋へ、養老川はこれとは向きを異にして西部を北進して東京湾に注いでいる。地形は、山地・丘陵地、台地・段丘、谷底平野、急崖及び人工地形に大別される。

気象

本町は、房総半島の内陸部にあって、山岳、盆地地域で夷隅川、養老川が複雑な地形を形成し、気象もその影響を受けることが少なくない。冬季には最低気温が氷点下に達する日もあるが、年間の平均気温は、15前後である。また、年間の降水量は、2,100mm程度であり、比較的温暖多雨の地域といえる。

人口及び世帯

本町の人口は、平成17年10月現在、11,511人。世帯数は、3,650世帯となっている。昭和60年以降、人口は減少傾向にあり、昭和60年から平成17年までの20年間に1,880人減少している。

一方、世帯数は、増加傾向を示しており、昭和60年以降、20年間で204世帯増加している。

本県の湾岸部の開発状況と比較して、内陸部は開発が遅れていることもあり、また、交通体系的にも利便性に乏しいことから、本町は過疎の傾向を示している。

道路及び鉄道

本町の道路は、町の南北方向に延びる国道297号、東西方向に延びる国道465号と主要地方道大多喜茂原線や大多喜一宮線などを幹線道路として、それに町道等が接続し町内の道路網を形成している。

鉄道は、町内にいすみ鉄道及び小湊鉄道があり、いすみ鉄道がいすみ市のJR外房線大原駅から上総中野駅まで延び、上総中野駅からは小湊鉄道によりJR内房線五井駅まで接続しており、房総半島を横断することができる。

なお、町内にはいすみ鉄道の主要駅である大多喜駅、小湊鉄道との接続駅である上総中野駅をはじめ7駅がある。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来